

労働関係法規違反があった場合です。

例えば、技能実習生に対し所定の割増賃金を支払っていなかったり、支払った報酬が最低賃金に満たないとして、労働基準監督機関から是正勧告を受けた場合です。

③ その他外国人の就労に係る不正な行為

①、②のほか、第二次受入れ機関や実習実施機関など研修・技能実習に関与する機関が、不法就労者の雇用をあっせんしたり、不法就労活動を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行った場合です。

(6) 第6類型（再度の不正行為に準ずる行為）

後述の「不正行為に準ずる行為」に認定された後、改善策を提出し、改善が認められて研修生や技能実習生の受入れを再開したものの、「不正行為に準ずる行為」に認定された後、概ね3年以内に、再度「不正行為に準ずる行為」に該当する行為を行った場合です。

例えば、傘下機関の「不正行為」認定の監理責任を問われ「不正行為に準ずる行為」に認定された後、別の傘下機関が「不正行為」に認定され、再度、監理責任を問われ「不正行為に準ずる行為」に該当する場合です。

3 「不正行為」に当たると判断された場合の措置

(1) 新規研修生・技能実習生の受入れ停止

「不正行為」に当たると判断された場合は、基準省令第8号及び技能実習告示第1第3項第5号に適合しないこととなり、当該「不正行為」を行った機関は、3年間、研修生・技能実習生の受入れを行うことができません。

また、既に在留資格認定証明書が交付されているものの、当該証明書を持っている申請人が未だ入国していない場合には、直ちに、当該証明書を取り寄せ、地方入国管理局等に返納してください。

(2) 在留する研修生・技能実習生に対する措置

受入れ機関又は実習実施機関が「不正行為」に認定された場合、研修生・技能実習生本人に責がなく、引き続き研修・技能実習を行うことを希望し、適正な研修・技能実習を実施する体制を有していると認